

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の定義 (省 略)</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 (省 略)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (省 略)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p>4－6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4－6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、当該税務代理人にも通知するものとする。</p> <p><u>なお、法第74条の9第5項の規定により同条第1項の規定による納税義務者への通知を税務代理人に対して行った場合には、当該変更は当該税務</u></p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の定義 (同 左)</p> <p>第1章 (同 左)</p> <p>第2章 (同 左)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (同 左)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p>4－6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4－6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、当該税務代理人にも通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>代理人に通知すれば足りることに留意する。</u></p> <p>第3節～第4節（省略） 第5節 税務代理人に関する事項</p> <p>（税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>7-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、<u>同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</u></p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>（注）</p> <p><u>1 同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成26年6月30日以前に提出された税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</u></p> <p><u>2 ただし書による場合においても、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</u></p> <p>（一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への通知等）</p> <p>7-5 法第74条の9第5項及び法第74条の11第5項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>（注）例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における<u>法第74条の9第5項及び法第74条の11第5項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</u></p>	<p>第3節～第4節（同左） 第5節 税務代理人に関する事項</p> <p>（税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>7-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>なお、<u>ただし書きによる場合においても、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</u></p> <p>（一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等）</p> <p>7-5 法第74条の11第5項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>（注）例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における法第74条の11第5項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>第4章 経過措置に関する事項</p> <p>(事前通知手続の適用)</p> <p>8-2 「<u>所得税法等の一部を改正する法律</u>」(平成26年法律第10号)による改正前の法第74条の9の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して法第74条の2から法第74条の6までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p>	<p>第4章 経過措置に関する事項</p> <p>(事前通知手続の適用)</p> <p>8-2 法第74条の9の「<u>納税義務者に対する調査の事前通知等</u>」に関する規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して法第74条の2から法第74条の6までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p>